

○伊丹市総合交通会議運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、伊丹市総合交通会議条例施行規則（平成27年伊丹市規則第21号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、伊丹市総合交通会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、規則第3条第1項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、市長が別に定める審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開するものとする。

（部会）

第4条 規則第5条の部会は、専門の事項を調査審議するものとし、その名称及び調査審議事項は、別表のとおりとする。

2 部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同で開催することができる。

3 部会長は、部会の調査審議結果について、会議に報告するものとする。

（細則）

4 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの部会の部会長が部会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

別表

名 称	調 査 審 議 事 項
進 捗 管 理 部 会	・ 交通体系の整備その他の交通に関する施策に係る総合的な計画（以下「計画」という。）に位置づけられた施策の進捗状況の確認，効果検証及び変更が必要な事項の検討に関すること。
自 転 車 部 会	・ 計画のうち，自転車及び中心市街地内での移動に係る施策（自転車道の整備を除く）の策定及び変更が必要な事項の検討に関すること。
道 路 部 会	・ 計画のうち，道路に係る施策の策定及び変更が必要な事項の検討に関すること。